支那印度の木星紀年法の起原

飯島忠夫

ど日月と同一であるから、此の十二次は直に木星の毎年の位置を標示する為にも用いられるのである。此の 置を占めて行く。此の事実に本づいて、日月の天を一周する道を十二次に等分する。木星の移動する道も殆 年として知られて居た。又太陽が星座の上を移動する状態を観測するときは、一年間に天を一周して最初の ら生じたもので、其の週期は木星と同一である。木星が日出前に始めて東空に其の姿を現わすのは、常に三 期を標示する為である。此の神は天神中の最も尊貴なるものと称せられる。これは占星術を組織する必要か ることを知った古代の天文学者は、此の十二の数に神秘的価値を与えて、それを占星術に使用し、月と年とに 如くして、太陽が天を一周する間に起る月の数と、木星が天を一周する間に起る年の数とが等しく十二であ 位置に復する様に見える。月は又此の間に十二回太陽と合しては又離れて、此等の星座の上に逐次に其の位 星座を変じ、約十二年を経て又最初の状態に復するものである。それによって、木星の週期は古代には十二 百九十八日余を隔てて起るところの現象で、其の起る日は毎年約一個月づつ後れ、且つ漸次に其の現われる 産物なる太歳(又の名は太陰、歳陰、蒼龍、青龍、天一)という神が木星と反対の方向を取って天を運行する週 木星の週期と太歳 支那に於て、年に十二支(古名十二辰)を配当するのは、木星から脱化した思想上の

対して陰陽消長の意義を寓する十二支を配当し、更にそれを一般的に拡張して日にも時刻にも方位にも及ぼ 週期を維持しつつ現今まで引続き使用されて居る。此の週期は又十干と配合して更に六十年の週期を形造る。 星の週期を十二年より稍短いものと定めてから、終に後漢の時代に入って、太歳は木星と分離され、十二年の した。木星の神なる太歳は此の占星術の組織の中に成立したのである。其の後、天文学が漸く発達して、木 太歳の運行と十二支 十二次は冬至の日に於ける太陽の位置即ち冬至点を其の中央の点としたところの

1 鶉 降 星 婁(戍) 紀(丑) 首(未) 2 8 5 玄 鶉 枵(子) 火(午)、 梁(酉) 3 9 6 鶉 実 娵 訾(亥) 沈(申) 尾(已)

区劃を以て其の順序の第一とする。其の名称を順次に列挙すれば次の如くである。

10 壽 星(辰)、 11 大 火(卯)、 12 析 木(寅)

辰已午未申酉戌亥子丑と呼ぶ。太歳が寅に居る年を攝提格と呼び、以下順次に左の如き名称を附する。 に居る年には太歳は析木に居り、玄枵に居る年には大火に居る。析木を寅と呼び、 これは日月惑星が星座の上を西より東に移り行く順序である。 太歳の巡る順序はこれと逆行し、木星が星紀 大火を卯と呼び、 順次に

1, 7 涒 攝提格(大荒落(巳) 灘(申) 寅 8 2 5 作 敦 単 噩(酉) 牂(午) 閼 卯 9 3 6 閹 協 執 徐(辰) 茂(戌) 洽(未)

木星記事と一行

劉歆以後七百余年を経て、唐の一行は更に此等の記録を根拠として新しい研究を行い、

10、大淵獻(亥) 11、困 敦(子) 12、赤奮若(丑

年の十二支の順序が寅から始まって居るのは注意すべきことである。それを子から始めるのは前漢末からの

ものは、国語と左伝とに見えるもので、殷の湯王が夏の桀王を伐った年を最古とする。次は周の武王が殷の に一個の記事があり、漢代に入って更に多くの資料を遺して居る。 湯王を伐った年のもので、それからは直に春秋時代に於ける約十個の記事に移る。其の後は秦の始皇帝の時 年のことを「歳」というのは即ち此の星の名から導かれたものである。古典の中に歳星の所在を記してある 古典に見える木星の記事 木星の本名は歳星である。それを木星というのは五行説を適用したのである。

居る。 とは、木星の真の週期が十二年よりは稍短いので、其の一年の行程が一次よりは稍広く毎年次第に深く翌年とは、木星の真の週期が十二年よりは稍短いので、其の一年の行程が一次よりは稍広く毎年次第に深く翌年 劉歆は木星の運行を以て百四十四年に一次を超えるものとして、其の創作した三統暦の中にそれを採用して 十五次を進み了ったことである。劉歆以前に於て支那の天文学者の取扱った木星の週期は十二年であったが、 のである。此の事を超辰又は跳辰と称する。百四十四年に一次を超えるということは、此の年数の間に百四 の分に侵入し終に一次に侵入し盡して、其の翌年には全く翌々年の分とされて居た所に現われることを言う の時からしてそれよりも稍短くなったのである。 左伝国語の木星記事と劉歆 劉歆は寧ろ三統暦の正しいことを左伝国語に拠って証明した観がある。木星が一次を超えるというこ 左伝国語を根拠として木星の週期を論じたものは前漢末の劉歆から始まる。

其の著した大衍暦議の中の五星議の條に次の如く述べた。

歳星自..商周 |迄..春秋之季。牽百二十余年而超..一次。 戦国後其行寖急。至」漢尚微差。 及一哀平間。

乃盡。更八十四年而超二一次。因以為¬常。

を一周することとなって居るから、それが一次を超える年数は大約八十五年である。それ故に八十四年超一 する余勢が盡きたと認めた前漢の哀帝平帝の時代は恰も劉歆が三統暦を造った時である。又八十四年に一次 それは国語の記事による殷初周初の年の推定が劉歆の説と異なって居ることと、 次は殆ど精密の数に近い。此の数は南北朝の宋の祖沖之の暦議に始めて見えるもので次の如く記されている。 を超えるということは、此の年数の間に八十五次を進んだことである。現今の天文学では十一年八六強で天 の歳星の所在を三統暦では鶉尾とし、一行は鶉火としたこととによるものである。 行が百二十余年に一次を超えるとしたのは、劉歆の三統暦に拠らないで、別に新しい週期を定めたのである。 類多..浮詭。甘石之書。互為..矛盾。今以..一句之経。誣..一字之謬。堅執偏論。 頓過||其衝||也(中略) 案..歳星之運。年恒過、次。行、天七市。輒超..一位。(中略) 夫甄」耀測」象者。必料」分析」度。考」往験」来。准以||実見。拠以||経史|。 此則盈次之行。自其定准。非」為訓符」度濫徙。 春秋の終にある哀公十七年 一行が歳星の速度の変化 以罔...正理。此愚情之所。 曲辯砕説

的態度である。沖之が古典にある歳星の記事を如何に論じたかについては、それを知るべき何等の書籍も伝 祖沖之は此の数を以て実測から得たところの正確なる木星運行の常数とし、単に経史の謬れる記載を根拠とし て此の数を疑うべきものではないと主張したのである。これは支那の学者の中で稀に見る所の真正なる学者

此等の古典に於ける歳星記事が信憑しがたいものであることを証明して居るものとも見られるのである。 左伝との歳星記事を解釈する為に歳星前率なるものを設けざるを得なかったということは、一面に於て偶々 それによって実測から得た数を変更しようとしたものである。一行の如き大家が祖沖之よリ二百五十年の後 に出でながら、却って此の如き不徹底の説を為したことは誠に遺憾と謂うべきである。しかし一行が国語と て歳星前率を定め、「八十四年超一次」によって歳星後率を定めた。一行の説は即ち古典の記事を根拠として、 であろう。一行は国語と左伝とに見えた歳星の記事を信じて、「百二十余年超一次」の説を立て、それによっ わって居ないが、一行の如く漢代以前と其の以後とに於て歳星の速度に差異があったとは決して認めなかった

密になった。今、漢書、 の如き結果を得る。 諸暦の木星週期 木星運行の知識は、三統暦に於てはなお疎雑であったが、後漢の四分暦以来漸次に精 後漢書、 一晋書の律歴志及び宋書の歴志によって、其の主要なるものを算出すれば次

暦 一一、九一九 一四四、〇 木星週期(年) 超辰年数

統

京 初 曆 一、八四三 七五、四四 分 曆 一、八七一 九二、〇

元 嘉 暦 一一、八六二 八五、九

大 明 曆 一一、八五八 八三、五

此の大明暦は即ち宋の大明年間に祖沖之の作ったものである。元嘉暦の週期は $\frac{344}{29}$ なる分数で示されて居る ものであるが、それが現今用いる所の数と殆ど一致して居るのは驚くべきことである。

が英訳した左伝 (The Chinese Classics, Vol. V, Part I, 1872) の巻頭に載せてある。其の大要は次の如くである。 究も行われなかったが、近世に至って欧羅巴の学者の間に支那の古典が研究される様になってから、之に関す る問題が新に起って来た。それは John Chalmers によって始めて論ぜられたもので、其の意見は James Legge 古典の木星記事と欧羅巴の学者 存した人物ではない。 或はそれより前後に十二年を隔てた頃のものを取ったかも知れぬ。故に此の記事の作者は孟子以前に生 よって、それより 240(12 × 20) 年後なる B.C.305 に於ける実際の観測を本として逆算した結果であろう。 とでなければならぬ。それが此の如く記されて居るのは、木星の週期を十二年とした支那古代の方法に で居る(歳在||星紀||而淫||於玄枵|)と記してあるが、木星が真に星紀に在るのは二年後なる B.C.543 のこ 左伝の襄公二十八年 (B.C.545) の條に、此の年に星紀に在るべき木星が其の翌年の位置なる玄枵に入込ん 一行以後一千百余年の間は、古典の歳星記事について何等の著しい研

入せられたものであろうと論じて居る。 Legge は此の Chalmers の説を引用して、左伝に於ける歳星の記事は孟子以後に於て、秦又は前漢の時代に攙

事をばすべて現行の干支に合するものとし、此等は何れも木星の実際の位置を顧みずして、単に十二年の週 る歳星の位置を取って現行の干支に比較し、其のすべてが二次づつ後れて居ることを認め、 シヤバンヌの説 其の後 Edouard Chavannes は史記の仏訳 (1895)の註で、左伝、国語、呂氏春秋に見え 又漢代以後の記

期を繰返したもので、漢代以前及び其の以後に於て二次の差を生じて居るのは、其の間に紀年法が変更され たものであろうと論じた。

86×2=172とし、B.C.207から百七十二年を遡って、大約 B.C.380 附近を以て呂氏春秋にある紀年法が実測 時に相当すると推論し、且つ又左伝国語の歳星記事を以て此の紀年法に合するものと認め、此等の記事は戦 を根拠として制定せられた年代とし、此の年代は史記に見えた甘公石申などの学者が出て天文学を一新した 秋に見えた「維秦八年。歳在「涒灘「」を以て B.C.239 に当るものとし、賈誼の鵬鳥賦にある「単閼之歳」を以 歳星の知識をば遙に古く西紀前二十四世紀なる堯の時代に成立して居たものとした。 国時代なる B.C.380 附近以後に作為せられて此等の書の内容となったものであろうと論じて居る。しかし尚 なる B.C.207 に置き、それから木星が一次を超える年数を八十六年として、二次を超える為に要する年数を て二次だけ進んで居り、B.C.174が丁卯となって恰も符合して居ることからして、此の二つの年の間に木星 て B.C.174とし、涒灘が申、単閼が卯に当てられて居る異名であって、現行の干支では B.C.239が壬戌となっ て "Le cycle de Jupiter" を掲げ、更に多くの詳細なる研究を発表した。同氏は先ず Chavannes に従って呂氏春 十四年(大正三年)に於て、同じ誌上に数年前から連載した "Les origines de l'astronomie chinoise" の一節とし Jupiter" を載せて、歳星の十二次を論じ、前記の Chavannes の説を承けて更に研究を進め、其の後又一千九百 の実際の所在を観測して紀年法を変更したことがあったものと考えた。そこで其の年を以て仮に両者の中央 ソーシュールの説 Léopold de Saussure は一千九百八年(明治四十一年)の T'oung Pao に "Le cycle de

新城博士の説 其の後大正七年 (1918) に至って、理学博士新城新藏氏は、「芸文」に於て「歳星の記事に

此の年代に置いた。 文学が太古から固有の発達を為したものと言われるが、しかし Saussure と異なって、木星紀年法の起原をば 査して、此等は此の年より以後 B.C.330 より以前に於て著作されたものと論断した。新城博士も亦支那の天 の法では丙辰)の年を以て其の適用された最初の年とした。そして又左伝国語に於ける多くの豫言的記事を調 含まれた木星紀年法が実測によって制定された年代を西紀前四世紀に置くべきものとし、B.C.365 甲寅(現行 よりて左伝国語の製作年代と干支紀年法の発達とを論ず」と題して Saussure と同一の論拠の下に左伝国

統暦に拠って盡く解釈を下して居る。清の康有為は光緒十七年 (1891) に新学偽経考を著して、其の中に、 なる劉歆の主張である。漢書の律歴志に其の事が詳に述べてある。後漢の服虔も之によって左伝の註を書い 左伝国語の木星記事と三統暦 晋の杜預は三統暦を信じなかった人であるが、唐の孔頴達が杜預の左伝の註に附した疏には、やはり三 今漢書律歴天文五行志。皆歆之学。与_諸古文経。若」合_符節。月令兵法亦然。余皆有_糾謬。別為」篇。 左伝国語の木星の記事が三統暦の計算に符合することは、 其の 暦の作者

知識を含んで居ることを認めて、此等の書は前漢末に於て現在の形を成したものと考え、明治四十五年 (1912) て作為したものと認めて居るのであろう。自分は漢書律歴志と左伝註疏とにより、傍ら Chalmers 康有為二氏 と述べて居るが、自分は未だ其の糾謬なるものを見ることが出来ない。 の説を参酌して、更に左伝国語の木星記事を研究し、終に其の中に百四十四年に一次を超えるという三統暦の の偽作と断定したことから察すれば、此等の書にある木星の記事をば皆劉歆が其自ら考案した三統暦によっ しかし康有為が左伝国語を以て劉歆

左伝国語にある木星紀年法の真相と此等の書の製作年代とは新城博士と自分との間に討論の問題となったの の東洋学報に於て愚見を発表した。 其の後数年にして、Saussureの説が出で、 更に新城博士の説が現わ

られた希臘のカリポスの暦法と同一の基礎を有するもので、又それと結合せられて居る木星紀年法が B.C.330 は自分と同説であって、呂氏春秋と左伝国語とについては両氏と同一の態度を取って居る。さて呂氏春秋の 居るのである。 は丁丑に当り、 文帝の七年 (B.C.173) でなければならぬ。これは両氏の見る所と一年の差がある。鵬鳥賦の続きには「四月孟 誼の鵬鳥賦にある「単閼之歳」の外に、淮南子天文訓にある「淮南元年冬太一(天一の誤)在..丙子.」がある。 を東洋学報に発表した。此の木星紀年法の実際の資料となるものには、Chavannes, Saussure 両氏の取った賈 於て西方から伝来したもので、それに支那的色彩が濃厚に施されて居るものと認め、大正十年 (1921) にそれ としては黄帝暦とも呼んで居る。)は木星紀年法と共に B.C.330 以後即ちアレキサンドルのペルシヤ征服後に から漢の武帝の元封六年まで行われた顓頊暦の基礎となるもので、自分は仮にそれを古顓頊暦と名づけ、時 を上限として B.C.300 附近の実測に合することを根拠として、支那最古の暦法(これは秦の始皇帝の二十六年 淮南王劉安の元年が漢の文帝の十六年 (B.C.164) に当ることは明である。それから推せば、 ソーシュールと新城博士との説に対する批判 庚子日斜」とあるが、B.C.173には四月に庚子がある。文帝七年は今の干支では戊辰に当り、文帝十六年 何れも一年づつの差がある。然るときは古暦の木星紀年法は現行のものより一年づつ後れて 両氏が漢初から現行干支が用いられたとしたのは誤である。新城博士は漢初のものに関して 其の間に於て自分は支那最古の暦法が B.C.330 から用い 単閼即ち卯の歳は

故に自分が支那の紀年法の正確なる資料として採用する所の中で最も古いものは、 部を断取したものと伝えられて居るのであるから、呂氏春秋の中に此の紀年法と齟齬したものは殆ど有り得 於て左伝国語漢書に用いられる十二次の名称と異なることと、⑶太歳の所在について此の如き記法を用いる 記事については、 共に誤謬に陥って居るものと言わねばならぬ。 である。然るときは、 録と認めず、後漢時代の挿入とし、左伝国語のものは前に述べた理由によって前漢時代の挿入とする。 べからざることと、⑤此の暦元から推せば秦八年は辛酉でなければならぬこととによって、それを秦代の実 に当り、此の暦元は古暦に於て B.C.4926 甲寅歳を取って居たものから、呂氏春秋の著者なる呂不韋が其の一 陰在」と記したものがあるだけであることと、⑷顓頊暦の暦元が甲寅歳(現行法では乙卯)であって B.C.1506 のは後漢の末から現われて来るもので、それより以前に於ては「太歳在」「青龍在」「天一在」「太陰在」「歳 のと相違して、其の反映なる太歳の所在を示して居ることと、 自分は(1) 左伝国語、呂氏春秋の記事を根拠として木星紀年法の起原を説く Saussure 新城博士は 「其の中にある「歳在」の意義が左伝国語及び漢書に於て木星の所在を示して居る (2) 涒灘が申の異名であって、 賈誼の鵬鳥賦にあるもの 此の如き場合に それ

れるものは、 木星紀年法の創始者 同書に甘石暦五星法ということがある。 しかし其の生存年代は詳に知ることが出来ない。 齊の甘公、 楚の唐昧、 木星紀年法が発生したと認むべき戦国時代の天文学者で、史記の天官書に伝えら 趙の尹皐、 思うに支那の木星紀年法は此等の学者の始めて唱えたもので 魏の石申の四人であるが、其の中で著名なものは甘公石申で

マスペロの説 最近に至って Henri Maspero 氏は支那と西方との交通がペルシヤ帝国の時代から隊商に

ヤの冒険的学者等によって支那に輸入されたことを論じて居る。これは Saussure の西紀前四世紀に支那固有 すると其の滅亡 (B.C.331) 以後とするとの差がある。 から伝来したとすることは自分の説と符合するのであるが、其の伝来の年代についてはペルシヤ帝国時代と 出した頃から、 よって漸く開かれ、 の天文学が新しい進歩を遂げたという説を参酌して居るのである。此の前四世紀に於て支那の天文学が西方 一層密度を加えたものとし、此の大勢に乗じて、 西紀前四世紀即ち戦国時代に於て秦が西戎の間に勢を張り、 西方の占星術、 錬金術、 隴西の地を収めて臨洮に進 医術等が、 ペルシ

に於てバビロン、エジプト、ギリシヤの学術に互に密接なる関係を保って居たのであるから、ユードクサス リウス年と呼ぶもので、 それには疑を挟むべき余地がある。英国の Fotheringham の説に拠れば、("Observatory." 1928)此の知識 於て施行されたとなって居るが、エードクサス以前には八年三閏法が行われて居たとも伝えられて居るから、 を置くこととである。十九年に七閏を置くことは、普通の伝えでは希臘のメトンが創めたもので、B.C.432 に は七十六年を週期とするもので、其の基礎は一年を三百六十五日四分の一とすることと、十九年に七個の閏月 ものと伝えられて居るから、其の基礎の知識はユードクサスの既に所有したものと推測される。カリポス暦 百六十五日四分の一の知識は十二宮と共にユードクサスがエジプトから伝来したと言われて居る。これはシ して居るけれども、それは B.C.373 にエジプトから天文学の知識を得て帰ったユードクサスの考案を潤色した カリポス暦の基礎 一四世紀の初の頃に於て、春分点を改測したところのバビロンの学者キデナスから始まるのである。 此の頃既にエジプトにもバビロンにも知られて居たところのものである。 そこで尚考を進めて見れば、カリポスの作った暦法はB.C.330を以て其の第一 此の時代 年とは

る。Fotheringham は既にカリポスの暦法を以てバビロンの天文学の知識を借りて作られたものと論じて居る 出来るのみならず、更に溯ってはカリポス暦法の基礎の知識をバビロンの学者に帰することも出来るのであ が十九年七閏法をシリウス年と共にエジプトから、持ち帰って、カリポス暦法の基礎を置いたと見ることが

求めれば、次の結果を得る。前の三個は真朔に合し、後の一個は其の月を小とすれば一日後れ、大とすれば るのであるが、トレミーのアルマゲストにある此の暦の四個の日附によって、其れ等の日が属する月の朔を 二日後れて居る。 カリポス暦と支那古暦との一致 カリポスの暦法は B.C.330 に於て夏至と朔とが合一する所を暦元とす

B.C.283 (同 B.C.283 (同 B.C.294 (回 B.C.295 (カリポス暦第一部第三十六年), Poseideon 同 同 同 第四十八年),Pyanepsion 第四十七年), Anthesterion 1.= I 22 同), Elaphebolion 1 = II 231.= X 15 or 16 (戊寅又は己卯) 1 = XII 26(壬子) 丁巳 (丙戌) 真朔合。 真朔合。 真朔合。

的暦元とし、B.C.1567若しくは B.C.427の初に於て冬至と朔とが夜半に合する点を真の計算の基点とするも のであるが、其の方法によって、此等の月に相当する月の朔を求めれば次の結果を得る。 又支那の古暦は B.C.4926 と、それより 4560 を下ったところにある B.C.366 との立春と朔と合一する日を仮装

同 二十一年、周正三月丙戌朔。周赧王 二十年、周正閏十二月丁巳朔

同三十二年、周正二月壬子朔。

同 三十二年、周正十一月戊寅朔。

作物であることが明になった以上、両暦の実質を構成する根本の知識が最初バビロンに起り、それが希臘ギラシャ 計算の基点は支那のものと符合すべきものであったであろう。カリポスがユードクサスの考案を潤色したと 伝わった傍に、支那へも亦伝わったと考えることは可能となるのである。然るときはその支那に伝来したの とが其の基礎とする観測の年代と其の組織の実質とを同一として、しかも各仮装的暦元を設けて第二次的 た観測年代を求むれば、それは B.C.427 の初に於て冬至と朔とが殆ど同時刻に起る所から B.C.352 までに亘る 同一年代のものであったと考えねばならぬ。支那の古暦によってそれを現今の計算に照して其の基礎となっ は夏至に一日の差を生ずるものである。然るに此の如き一致を見る以上は、両者製作の基礎となった観測が 両者の暦面上の朔は一致して居る。此の暦法は三百十年にして朔に一日の差を生じ、百二十八年にして冬至又 をば必ずしもアレキサンドアのペルシヤ征服後と限らなくても宜しい。 いうのは此の仮装的暦元を定めたことを指したものと推測される。此の如くして、カリポス暦と支那の古暦 スが春分点を改測した年代とも一致する。然るときはカリポス暦の暦元もまた仮装的のものであって、 七十六年中の或る必要なる期間を含むものであって、支那の冬至点が測定された年代とも一致し、又キデナ

以て、B.C.330を上限として大抵 B.C.300 附近の実測に本づいたものがあるとしたのは、木星紀年法の作者の 取されて居るところの木星紀年法の起原をば如何に処置すべきであろうか。 木星紀年法制定の上限に関する自説の訂正 此の如く考え来ったとき、 此の支那の最古の暦法の中 自分が先に支那の木星紀年法を

ある。 も考えられる。此の如き主義の下に木星紀年法を製作した人は、木星を星紀に居らしめることを占星術の組 れで満足したものと思われる。此の要件に合する年代の上限を求めれば次の如き結果を得る。 織上に便利であると考えた年に於て、木星が其の年の終か或は其の年の始に少しでも星紀の中に在れば、そ 約二十九年半なるにも拘らず、此の占星術家は二十八宿の数に附會してそれを二十八年としたことによって 秘的意義を与えた為であって、占星術の為に観測の結果を犠牲としたものである。それは土星の真の週期が 考えたことに拠る。しかし尚考えれば、必ずしも此の如く限局するに及ばない。木星の一年間の行程が常に 意を推測して、木星の一年間の行程の半分以上が星紀の中にあるときはそれを星紀の年としたのであろうと 次の初から終までの所に正しく収められるものでないことは、観測を行うものの容易に知り得べきことで 木星の週期を正しく十二年として一年に一次を行くとするのは、支那古代の占星術家が十二の数に神

;	*	*	B.C. 378	弁
342	354	366	378	
"	"	"	255°	前年の終の冬至に於ける暦法上の位置(星紀初)
235. 17	230. 81	226. 45	222.°09	同計算から得た 木星の平均位置
-19.83	-24. 19	-28.55	-32.°91	芜

>	*	*	B.C.
294	306	318	330
"	//	//	"
252. 58	248. 22	243. 87	239. 51
- 2. 42	- 6.87	-11. 13	-15.49

此等の週期は殆ど精密に近いものである。然るときは暦法に伴なって木星の知識もまた支那に輸入され、此 としては、 たが、春秋時代には穆公が西戎に覇となったことがあり、又戦国の中頃までの時代に於て、秦に接壌する敵国 とも決して無理なことではない。支那の諸国で西方に最も接近して居るものは秦である。秦はもと渭水の上 精密になり、日月と五個の惑星との作用を本とした占星術が大なる発達を遂げた。木星が八十三年に七周天 木星の一年の行程は 30.°34 であるから、B.C.378 に於てはまだ星紀に到らず、B.C.366 の終に於て少しく星紀 流にあって今の甘粛省に属する秦州から起ったもので、其の後に至って東の方陝西省の地に移り、 ンドルのペルシヤ征服以前に於て此等の知識がペルシヤの冒険的学者等によって支那へ伝えられたと見るこ の両者が結合せられて、支那の古暦に於ける B.C.366 の仮装的暦元が成立したのであろう。さればアレキサ 元 (B.C.312) 以後の毎年の惑星の位置を記入した表がバビロンの発掘物中に存在することによって証せられる。 し、土星が五十九年に二周天する等のことは、此の時代にバビロンで知られて居た。それはセリューコス紀 に入ることとなる。然るときは、支那の木星紀年法が本づくところの実測の期間の上限をば、其の順序の第 なる星紀の年を取って、B.C.366とすることが出来る。前四世紀に於ては、バビロンに於ける惑星の知識が 西北には義渠があり、 南には蜀があり、東には魏があったが、秦州の西に続く隴西の地方には何 雍に都し

を標準として分割せられて居るものであるから、前四世紀より以前にそれが成立して居たという確乎たる証 堯の時代に十二次が成立し木星紀年法も亦起ったことの証拠とする。しかし、支那で冬至点を玄枵の中央と 中央に冬至点がある年代は西紀前二十四世紀頃であるから、それは堯の時代に当る。Saussure はこれを以て があり、 等の著しいものがないから、 るので、子を第一とするのは後に起ったことである。其の上に又十二次は星紀の中央なる牽牛初度の冬至点 のと速断することが出来ない。又十二支の古法は星紀に木星が居る年を寅として、それを十二支の第一とす 区劃の中に含まれた二十八宿中の虚宿の名に因んだものである。十二次の名の中で二十八宿に因んだものが 玄枵なる語に冬至の意義を含有するというのは、 附近)即ち星紀の中央点に存在した時のものである。これは西紀前四百年頃の観測に本づくものと推定される。 意味し、枵は空虚を意味し、冬至は陰気の極で陽気の空虚になった時であるから、此の名称は冬至に深い関係 時代に成立したものとし、玄枵の語義からして其の理由を導き来った。其の説に拠れば玄は北方の色で、陰を 立し得るのである。 頃に孝公が国勢を振起した時から益々其の傾向を大にしたことと思われる。然るときは Maspero 氏の説は成 した記録は一も存在しない。冬至点の知識の最も古いものはそれが二十八宿中の牽牛の初度(β Capricorni の 天周に十二支を配当することの初 此の区劃を十二支の始なる子に当ててあるのは、此処に冬至点があることに本づくのである。玄枵の 降婁が婁宿と関係あることも其の一例である。されば此の名は必ずしも冬至点に関係があるも しかし天文学の伝来がペルシヤの滅亡より前であると断定すべき根拠も亦無いのである。 其の地方は大体に於て常に秦の勢力範囲に属して居たので、 Saussure は十二次の名称を以て冬至点が玄枵の中央に存在した堯の 臆測に過ぎない。玄は北方を指し、枵は虚の意義で、 特に前四 世紀の

拠は全く無いのである。

ち 識の研究を閑却して置くことは出来ないことになる。 て直に其の月の名とする。そこで支那と印度との十二次の名称を対照すれば次の如くである。 存在したものと信ぜられて居る。それは二分二至の点を一の区劃の中央に置く様にして天を十二の区劃に分 を指示する方法と全く同一である。そして満月が同一次の間に現われるのを同一の月として其の次の名を以 印度の木星紀年法 木星は一年の間に一の区劃を経過することに定められる。これは支那の十二次の区劃法及び木星の所在 支那の木星紀年法の起原を西方に尋ねることとなれば、 印度に於ては、支那と類似した木星紀年法が太古から 印度に伝わった此の種の知

星 紀 Ashâdha.

玄 枵 Ŝrâvaṇa.

娵 Bhâdrapada

四 降 婁 Aśvayua.

六 瓦 実 沈 梁 Mârgaśîrsha Kârttika.

七 首 Pausha.

火 Mâgha.

尾 Phâlguna.

壽 星 Chaitra.

十一、大 火 Vaiśakha.

十二、析 木 Jyaishtha.

果に拠れば、其等の中で信憑すべき価値あるものとしては、春分点を二十八宿中の Revatîの終点でÂśvinîn の 印度の古代に於ける春分点又は冬至点の知識は種々に伝えられ又論ぜられて居るが、自分の嘗て研究した結 点である。印度の木星紀年法では、Mahâ Śrâvana (玄枵の歳)を十二年又は六十年の週期の第一年とする。六 これも亦支那の太歳が天神中の最も尊貴なるものと称せられるのに比較すべきものである。但し支那では木 と呼ぶ。印度では此等の十二の歳名の他に又六十の歳名を用いて、木星六十年の週期を作って居る。これも 主なる星座の名から取ったものである。木星紀年法では此等の名称に Mahâ を冠して、Mahâ Śrâvana の歳等 晩出のものである。Âshâdha, Śrâvana 等の名称は、其等の区劃の中に含まれる二十八宿(又は二十七宿)中の 決定された年代と一致するものと推測される。其の他のものは皆これから脱化した仮装的のものである。然 星と反対に運行する太歳を用いるが、印度では直に木星を取って居る。これは支那のものと著しく相違する の神なる Brahmâ (梵天)と同格のものである。そして木星紀年法をば、Brihaspatî-Sainvatsara-Chakra と呼ぶ。 亦支那で六十年の週期を作るのに比較すべきものである。木星の印度名は Brihaspatîであって、それは最高 るときは印度の十二次は支那の十二次と重ね得べきものである。印度の木星紀年法には二つの種類があって、 は西紀前四世紀の初頃に測定されたと認むべきもので、バビロンに於て春分点が改測され、支那の冬至点が 初点にあるとするものより古いものはない。Âśviîは支那の婁宿、西洋の Aries (牡羊)に当るものである。これ は十二年を週期とするもの、一は約八十五年に一次を超えるものである。前の方法は古法で、後の方法は

Śrâvana の歳に、木星の真実の位置がŚrâvana の区劃と合する年を探れば、其の最も古いものは B.C.174 であ るもので、此の座の目標となる大星 α Aquilae の辺は前四世紀頃の冬至点の所在であって、恰も \hat{s} hâdha の中央 あるが、此の星座の主要部分は不思議にも其の前隣なるÂshâdhaの中にある。それは今の Aquila (鷲座)に当 は Jyotisha の規定を以て必ずしも真にŚrâvana の中央に冬至点があった遙なる上古に於て成立したものとする のと考えられる。Jyotisha は、Max Müller の説に拠れば、前三百年以後に著わされたものである。然るとき る歳から引離してŚrâvanaに居る歳に結合させた為に、前者の中にあった冬至点を便宜上後者の中に移したも のは、仮装的のものであって、恐らくは、後段に述べる所の、五年週期の暦法の第一年を木星がÂshâdhaに居 に当る。されば Jyotisha-Vedâṅga の中にŚravishthâ 宿の初点(Śrâvana の中央に当る)を冬至点と規定して居る 至点からは東の方へ約一次程離れて居る。Śrâvana の区劃は二十八宿中のŚravana 星座から其の名を得たので 方では、A.D.1927が恰も Prabhava に当る。此の年から溯って、西紀前四世紀までの間に Prahava 即ち Mahâ 十年の週期の方では、其の第一年を Prabhava と呼び、第二年から以下盡く別の名を附けてある。それは支那 こうとする William Jones 等の説は確なものではない。Max Müller がそれを信じなかったのは卓見である。 ことは出来ない。此の仮装的冬至点を根拠として、印度の天文学の組織の成立年代を B.C.1181 等の上古に置 で十干と十二支とを組合せたものと相違して居る。これは現今まで継続して使用されて居て、古い紀年法の Śrâvana の中点は、古代の暦書なる Jyotisha-Vedânga の中に、冬至点と規定してあるが、前四世紀頃の冬

点があり、従ってŚravana 宿の大星の附近に冬至点のあった時に区劃されたことが明になったとすれば、それ 印度の木星紀年法と殷暦との比較 印度の十二次がÂśvinîの初点(今の Arietis の辺と推定される)に春分

亘る一 は前 那の殷曆の場合の如く歳名を変じたか、 よって、 されば、 代に出来た殷暦に於て一年移動されたことと比較すべきであろう。B.C.174は漢の文帝の六年で、殷曆では丁 何れかであらねばならぬ。 によって、其れより以前から行われたと推定される紀年法に、或る変更を加えたものと思われる。それは支 卯に当り、木星が玄枵に居ると定められ、 実は此の頃に於て紀年法の変更が行われたものと思われる。これは支那に於て秦以前から行われた歳名が漢 名が現われるのは別に考えねばならぬ。)然るときは、B.C.174に於て木星の真の位置と歳名とが符合する事 に起ったものと考えねばならぬ。十二次が前三世紀に存在したことは Aśoka 王の碑文の中に、此の十二次の 名に本づいた月の名があることによっても証明される《前四世紀以前のこととして記載したものの中に同じ月 四世紀の初の頃のことと決定される。 年の 顓頊曆紀年法を一年移動したものであるから、印度の紀年法も亦支那と同様に、前二世紀頃の実測 印度の紀年法と此の殷曆のものとは偶然にも暗合して居るのである。殷曆紀年法は、 問に、 一次の初から終まで進むものと規定してあるから、それは十二次の成立に伴って同一年代 或は歳名を動かさずして、それに配合する木星の宿次を移したかの **顓頊暦では庚寅に当り、木星が星紀に居ると定められた年である。** 木星紀年法は木星が此の十二次の上を、 冬至から次の冬至までに 漢初の実測に

五年の間に二個の閏月を置くものである。それは支那に伝わった十九年七閏法よりは疎雑であるが、 に配合したものと異なって太陰太陽曆に於ける五年の週期を木星十二年の週期に配合したものである。 の週期は、Jyotishaによれば、其の第一年を冬至と朔とが合する日から起して、其の日数を三百六十六日とし、 印度の六十年週期と支那の十干十二支 印度に於て用いるところの六十年の週期は支那で十干を十二支 計算に

れた結果に拠れば、バビロンでは木星を最高の神として居り、前四世紀に於て木星の週期は殆ど精密に知ら ところのバビロンを措いて他に求めることが出来ない。しかし従来バビロンの天文学占星術について調査さ 本原が別に存在したと考えねばならぬ。それは西紀前四世紀に於て天文学が既に卓越せる発達を為して居た とは出来ない。又両者の一方が成立してから、他の一方へ伝えられたと見ることも出来ない。両者の共同の 度の木星紀年法の最初のものは支那の最古の暦法のそれと其の実質に於て全然一致することとなるのである。 居り、其の反映たる太歳は十二支の第一たる寅に居る。星紀は即ちÂshâdhaの上に重なる。然るときは、 となって居たことと思われる。支那の古暦の紀年法から推せば、B.C.354には木星は十二次の第一たる星紀に 真の位置は皆Śrâvana (玄枵)の前なるÂshâdha (星紀)と合する。殊に其の最もよく合するのは B.C.294 である。 十二次の方を動かすのを便利とする。此の如き見地からして、B.C.174以前 B.C.400 までの間に於て、 ものである。それ故に木星の実際の観測の上からして移動を行う必要を生じた時には、歳名をば其儘にして、 を移動させることは困難である。且つ又六十の歳名と十二次の名称とは其の意義の上に於て全く連絡がない ろの巧妙なる組織である。 は極めて簡便である。そして恒星年、 の形式を異にする。されば、此の如き紀年法が、両地に於て偶然にも同一年代に無関係に考察されたと見るこ 六十年の週期の第一年は即ち十二年週期の第一年であるから、前四世紀に定められた十二次の第一はÂshâdha 六十年週期の第一年なる Prabhava に当る年を求めれば、B.C.234, 294, 354 を得る。此等の年に於ける木星の 印度と支那との木星紀年法の共同の本原 此の五年の週期との配合の上に六十の歳名が固定されて居るのであるから、 恒星月、 印度と支那との最古の木星紀年法は其の実質を同じくして、其 朔望月と三十日を一月とする便宜上の規定とを統一するとこ 印度の

居る。 けるが、 月名は満月の所在を取って、木星の宿次と同一の名称を用いる。支那の二十八宿は、 共通の起原を有する七十六年週期の暦法が結合して居り、印度の木星紀年法には五年週期の暦法が結合して の春分点と、十二宮と、Sossosと、木星週期の知識と木星を最高の神とする思想とを根拠とし、それに木星紀 リシヤには二十八宿が用いられないが、 と支那印度の冬至点乃至春分点とは同一年代の測定から来たものであるが、バビロンでは十二宮を分割する 齟齬を為して木星一年の宿次に充てるところの支那印度の十二次に相当するものはない。バビロンの春分点 居るが、支那印度ではそれを木星紀年法と結合して居る。バビロンには十二宮があるが、 し来れば支那と即度とに分化した木星紀年法と之に伴う十二次二十八宿との組織が、バビロン以外の地に於 七時余に相当する狭小の区分とし、 恒星月の日数二十七日七時余を取って、二十七宿を同一の広さとして各一日に相当する分とし、余の一宿を 十八宿とは支那印度の天文学に於て重要なる職分を有するものである。支那の木星紀年法にはカリポス暦と 年法と十二次と二十八宿とが加わって、其の基礎を成立させたものと考えられる。木星紀年法と十二次と二 に春分点を標準とし、支那印度では十二次を分割する冬至点を標準として居る。又バビロン、エジプト、ギ 四分の一を直に天の度数として、各宿の占める度数をば実測に本づいて精密に規定してあり、 支那の木星紀年法は木星と反対に運行する太歳を取って、 印度には其の様な事がない。支那の月名は十二支によって示される北斗の方向を用いるが、 木星紀年法を使用した形跡はない。バビロンには六十年の週期即ち Sossos が単独に用 通常は此の狭小なる一宿を棄てて二十七宿のみを用いる。此の如く比較 支那印度にはそれが用いられて居る。支那印度の天文学はバビロン 十二次の外に、それと逆行する十二支を設 恒星年の日数三百六十 それと半宮づつの 印度では いられて 印度の

特色を帯びて印度に伝わったのは、大抵四世紀の後半でペルシヤ帝国滅亡前後のことであったであろう。此 に値することである。 の年代が恰もバビロンの占星術即ち所謂 Chaldean Wisdom のギリシヤに伝わった年代と一致するのは、注目 に固有の十二次(或は十二宮)二十八宿があって、ペルシヤ最高の神アフラマズタが創造し又命名したものと て、バビロンの知識を根拠として作為せられたことがあったと考えねばならぬ。それは支那印度に関係の深 してあるのは、此の消息を伝えて居るのかと思われる。それが更に一の特色を帯びて支那に伝わり、又他の い或る地方、恐らくはペルシヤの首都の辺であったのではあるまいか。ペルシヤの古典ブンダヒシユ経の中

(昭和五年十一月桑原博士還曆記念東洋史論叢掲載

底本には、飯島忠夫著『支那古代史と天文学』(恒星社、一九三九 〔昭和十四〕年二月)を使用した。

読みやすさのために、旧漢字は新漢字に、旧かなは新かなに変更し、適宜振り仮名をつけた。ただし、 部の漢字は旧漢字のままにした。

PDF 化には IATEX 2εでタイプセッティングを行い、dvipdfmx を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/sciencelib.html

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs

を御覧いただくか、書き込みください。